



(統計調査員等に関する事務の報告)

**第九条** 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第五号の規定により統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(委託の報告)

**第十条** 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第五号の規定により同表四の項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務（第十二条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及びその内容を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

**第十一条** 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法及び期間)

**第十二条** 就業構造基本調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。）又は統計法施行令別表第一備考第五号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び取集し、又は都道府県知事がその指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次項及び第十四条第三項において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受けることにより行う。

2 前項の規定にかかる天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便等により送付することができる。

3 前二項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十三日までの間において行う。

(事務の委託)

**第十二条の二** 都道府県知事は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第八条第二項の規定により調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

1 共同住宅又は長屋

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校に在学している者が、通学のため宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

3 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（入所により利用されるものに限る。）

4 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項統計調査員は、市町村長の調査実第十二条の二第一項の規定により都道府県知事から施上の指導を受けて、担当調査区調査員が行うこととされている事務を委託された同一の事務（市町村長から指定された調査区を項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下同じ。）

の他の団体（以下「委託管理団体」という。）は、担当調査区

第十二条の二第一項の規定により第二項に掲げる調査員が行うこととされている事務を委託管理団体に委託して行うこととした

第十二条の二第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務

項目	第八条第五項 統計調査員を設置した	第十一條 統計調査員の身分を示す証票
見出し	市町村長 統計調査員 その身分及び指導員又は調査員の 別を示す証票	都道府県知事 委託管理団体 委託管理団体証

によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。) 及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

### 附 則

2 1 この府令は、公布の日から施行する。

この府令の規定により行う最初の就業構造基本調査の実施年は、第四条の規定にかかわらず、及

3 平成四年に行う就業構造基本調査については、第十条第二項中「九月二十三日から翌月十五日まで」とあるのは「九月二十三日から翌月三十一日まで」とする。

附 則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月一〇日総理府令第三六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月一〇日総理府令第二三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月一七日総理府令第二八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月一五日総理府令第一〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日総理府令第三三号)

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府令第九〇号) 抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年四月二五日総務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一八日総務省令第三八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二三日総務省令第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月一〇日総務省令第一四一号) 抄

この省令は、統計法の施行の日(平成二一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日総務省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月九日総務省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二九日総務省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月一〇日総務省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。